

別表

紹介手数料の精算方法

1. 紹介を受け就労した当該求職者が、6ヶ月以内に求人者の事由による退職、又は当該求職者の重大な過失により解雇に至った場合のみ、一括で支払われた紹介手数料を下記の表により精算を行います。その他いかなる事由による退職であっても精算は行いません。
2. 雇用に際し当該求職者に提示した労働条件明示書と異なった労働条件のため退職した場合や、求人者の責による退職の場合は紹介手数料の精算は行いません。
3. 求人者と当該求職者との間で雇用契約が締結され、就労開始日から最終就労日までの在籍実績を手数料精算期間の対象とします。
4. 当紹介所の紹介した当該求職者が退職し求人者が手数料の精算を求める場合は、最終就労日の翌日から起算し20日以内に「退職理由書」を求人者が当紹介所に郵送してください。郵送された「退職理由書」が定められた日までに当紹介所の手元に到着しない場合には精算業務は発生しません。
5. 当該求職者の退職理由が、本書に定めた通りと当紹介所が確認した場合のみ、当該求職者の手数料の精算業務が生じます。
6. 精算業務に先立ち、当紹介所は当該求職者の退職理由が、雇用者側の「解雇権の乱用」に該当しないか労働基準監督署の判断を仰ぐ場合もあります。合法と認められた場合のみ返金の対象とします。
7. 当該求職者の退職理由の確認終了後、求人者は「退職確認書（タイムカード等）」に当該求職者の押印を得た上で当紹介所に提出してください。
8. 手数料清算後、退職した当該求職者を求人者の施設又は系列の施設に再雇用した場合は、退職直後日から勤務したものとして、最終就労日にさかのぼり、求人者は年間賃金の100%以内を当紹介所に支払うものとします。
9. 当紹介所の紹介は雇用契約の成立を保証するものではなく、当該求職者が就労を辞退した場合、当紹介所は求人者に対し一切の責任、補償は行いません。

上記に違反がない場合のみ精算を行います。

当該求職者の退職が確認され、当該求職者の押印のある「退職確認書」の到着から1週間後に、求人者の指定する取引銀行口座に振り込みます。

在 籍 日 数	返 金 率
1日 ～ 7日	100%
8日 ～ 30日	50%
31日 ～ 60日	30%
61日 ～ 120日	20%
121日 ～ 180日	10%

(注)

在籍日数とは休・祝日を含めた
雇用期間の日数で実働勤務日数
ではない。